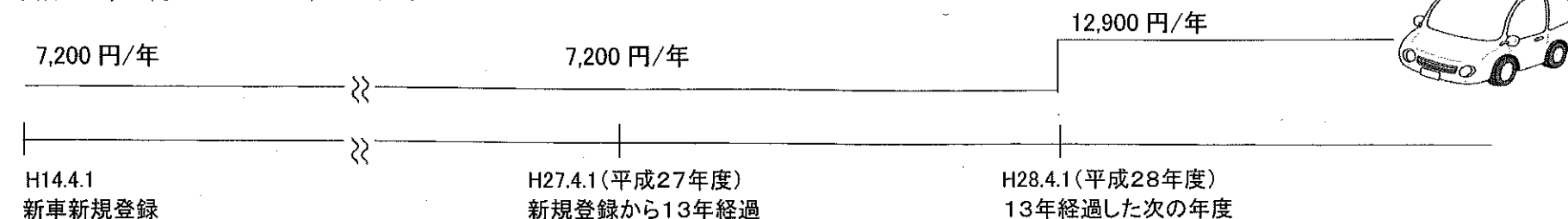


【平成14年4月1日に新規登録車両(新車)を購入した場合の税率】

→初度検査年月から13年を経過した日の属する次の年度から重課になります。

平成27年4月1日 … 7,200 円/年

平成28年4月1日 … 12,900 円/年



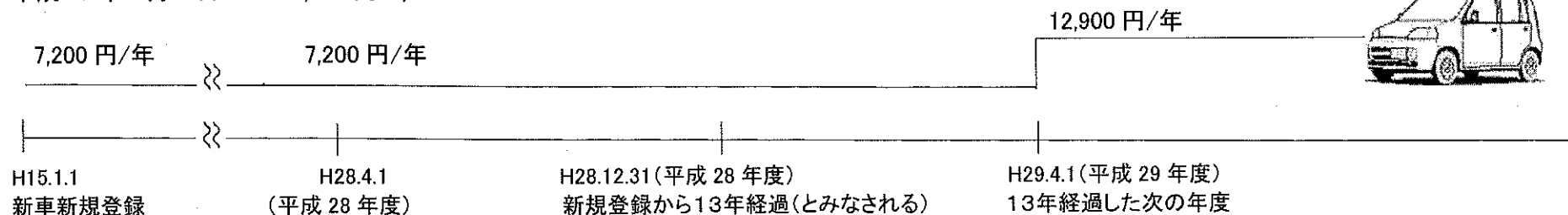
【平成15年1月1日に新規登録車両(新車)を購入した場合の税率】

→平成15年10月14日以前に新規登録された場合、初度検査年月は年までしか記録・記載されておりません。(例:平成15年)

その場合は、その年の12月に登録されたとみなされます。

平成28年4月1日 … 7,200 円/年

平成29年4月1日 … 12,900 円/年

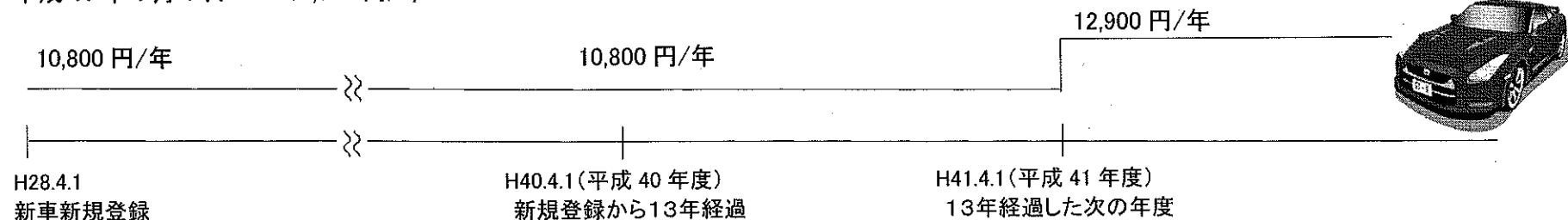


【平成27年4月1日に新規登録車両(新車)を購入した場合の税率】

→平成27年4月1日以降新規登録車両につき新課税が適用(グリーン化特例の軽課に該当する場合はそちらが優先されます)

平成28年4月1日 … 10,800 円/年

平成41年4月1日 … 12,900 円/年



※初度検査年月は車検証の記載から確認することができます。